



サンモリユ下條 だより

リニューアル工事のお知らせ

令和4年1月5日から7月上旬までの間、リニューアル工事のため休館します。リニューアル工事後の予約の再開や、イベントについては、市民だよりでお知らせします。

スタンプカード押印 2倍キャンペーン

6月15日火までに
宿泊するとチャンス！

スタンプがたまると売店で使える10%割引券や飲み物500円券がもらえるカードに、1泊につき2個押印します。この機会をお見逃しなく！

イベントカレンダー

魚つかみ取り大会

時 7月26日～8月30日の月・水・金曜日 7時

内 駐車場付近の小川で川魚のつかみ取りが楽しめます。

親子花火大会

時 7月30日～8月27日の金曜日 20時

内 子ども向けの花火大会です。

サンモリユの屋上で流星群を見よう！

時 8月12日(木) 21時

内 ペルセウス座流星群の極大日に、屋上階にて星座や星空の説明会を行います。

シルバープラン 宿泊料金が通常価格より500円引

時 9月1日(水)～30日(休)

対 期間中に宿泊する65歳以上の人

¥ 3,000円(休前日3,500円) ※飲食代、入湯税別

予約は利用日の
3カ月前の1日から

予約・問合せ お客様センター
☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

HP

サンモリユ下條

検索

知っ得!

ねんきん豆知識

日本に住んでいる20歳から60歳までの人は、全員が国民年金に加入します。問 国保年金課(☎62-1011) 刈谷年金事務所(☎21-2110)
加入の種類により、手続きや保険料の納め方が違います。

あなたの加入する年金制度は？ 手続きが必要な場合があります！

第1号被保険者になるときは、国民年金の手続きが必要です。

- ・退職したとき(本人・被扶養配偶者)
- ・第3号被保険者が離婚や収入増で配偶者の扶養から外れたとき
- ・第3号被保険者が失業手当をもらい始めたとき など

第1号被保険者

- 対 20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など
- ・国保年金課で手続きします
 - ・自分で保険料を納めます

第2号被保険者

- 対 厚生年金に加入している会社員・公務員など
- ・勤務先で手続きを行います
 - ・保険料は給料から引かれます

第1号被保険者は保険料を納めます。
令和3年度は月額16,610円です。

事業主経由

第3号被保険者

- 対 第2号被保険者に扶養されている年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者
- ・配偶者の勤務先を通じて手続きします
 - ・保険料は配偶者の加入している年金制度が負担します

